

<No.2>

受付番号対応表で確認

R5・6年度 業者カード(県内コンサル)

資本金又は出資総額5千万以下又は常勤職員100名以下の業者は「2」

受付番号 76 第 999999 号

県内外区分 県内 県外

大・中小区分 2 (1.大企業 2.中小企業)

本社(店)の〒 900 - 8570

本社(店)の所在地 沖縄県 那覇市 泉崎1-2-2

フリガナ オキナワケンチョウコンサルタント

住所の番地は、長音(一)表記
フリガナには略号なし
商号は略号表示((株)(有))
代表者の役職名は記入しない

決算書、財務諸表、現況報告書のいずれかと照合(個人は資本金なし)
財務諸表又は現況報告書を提出後増資がある場合は、商業登記簿の資本金で資本金を確認し、自己資本金は財務諸表の金額とする。

1年の場合、要確認(県税納税証明書、登記簿等)少なくとも1回は決算期を迎えていることが必要。

商号名称 (株)沖縄県庁コンサルタント

代表者名 沖縄 次郎

本社(店)のTEL 098-866-2384

本社(店)のFAX 098-866-2399

自己資本額(千円) 10,000
資本金(千円) 10,000

営業年数(年) 10

業種区分	測量	建築関係コンサルタント	土木関係コンサルタント	地質調査	補償関係コンサルタント	調査
希望業務内容	測量一般	建築一般	鋼構造及びコンクリート	地質探査	土地調査	不動産鑑定
	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

測量(全部)→測量業者登録必須
建築(建築一般のみ)→建築士事務所登録必須

緑枠内の「業種区分」の○は下の希望内容の該当箇所に○を入力することによって自動で入力されます。

補償(不動産鑑定のみ)→不動産鑑定事業者登録必須

直前2年の年間平均実績高(千円)	測量 5,000	建築 5,000	土木 5,000	地質 5,000	補償 5,000	調査 5,000
------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

様式2と照合
実績高が「0」の場合、その業種は登録できません。

登録を受けている事業の有無	測量	測量業者登録	建築	建築士事務所登録	土木	建設コンサルタント登録	地質	地質調査業者	補償	補償コンサルタント登録	調査	計量証明事業者登録	不動産	不動産鑑定業者登録	土地家屋	土地家屋調査士登録
---------------	----	--------	----	----------	----	-------------	----	--------	----	-------------	----	-----------	-----	-----------	------	-----------

職員の保有資格等(重複記載可能)	資格	人数
建築	一級建築士	
	設備設計一級建築士	
	構造設計一級建築士	
	二級建築士	
測量	測量士	1
	測量士補	
土木	RCCM	2
	一級土木施工管理技士	
	二級土木施工管理技士	
	その他資格者	
設備	電気系資格者	
	機械系資格者	
	不動産鑑定士	
	補償業務管理士	
補償	土地区画整理士	
	公共用地取得実務経験者	
	土地家屋調査士	
地質	地質調査技士	
	環境計量士	
調査	港湾海洋調査士(危険物)	
	磁気探査技士	
その他(実務経験者)		6
事務員		2

対応する業者登録があるとき○をする

総職員数(人) 10 Aの純計+B

本社(店)の県コード・市町村コード 47201

★申請事務担当者氏名記入欄【行政書士を含む】

部署名等 土木総務課

社会保険等の添付書類を確認。(常勤の職員数と一致しているか)

担当者氏名 沖縄 花子

電話番号 098-866-2384

メールアドレス okinawa@info.co.jp

様式1と照合
照合する事業者登録は指定したもの以外は認めないので注意。

受付印(本庁及び土木事務所)の収受印押印 ※申請者控にも押す

A 県内コンサルの場合、「技術職員有資格者名簿」のデータが反映されるため、ここでは入力しない。県外コンサルの場合のみ入力。

B 「技術職員有資格者名簿」に記載できない常勤の技術者と事務員を記入【常勤性要確認】該当者が居ない場合は数字の0を記入

<No.3>

R5・6年度 技術職員有資格者名簿(県内コンサル)

(令和4年12月1日現在)

受付番号 項番 申請コード
 4 1 76 第 999999 号
 申請者の 項番 申請コード
 4 3 (株)沖縄県庁コンサルタント

業者カードから自動で転記されるため確認不要

受付印(本庁及び土木事務所)の收受印押印 ※副(申請者控)

県外コンサルは、出力されません

No.	氏名	フリガナ(カタカナで記入)	元号	生年月日	有資格者区分コード *別紙「資格区分コード表」に記載しているコードのみ対象															
1	沖縄 三郎	オキナワ サブロウ	S	35年1月1日	107															
2	沖縄 五郎	オキナワ ゴロウ	S	50年4月4日	751	752														
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				

資格区分コード表
 ①合格証明書、免状の写し、登録証等所定のものを確認
 ・有資格区分コードに誤りはないか
 ②常勤性の確認
 (添付書類の社会保険と確認)

一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量及び建設コンサルタント等）

令和5・6年度において、沖縄県で行われる測量及び建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及びその添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

※登録を受けている業種											
測量業者	第	〇〇〇〇	号	(〇〇	年	〇〇	月	〇〇	日	登録)
建築士事務所	第	〇〇〇〇	号	(〇〇	年	〇〇	月	〇〇	日	登録)
建設コンサルタント	第	〇〇〇〇	号	(〇〇	年	〇〇	月	〇〇	日	登録)
計量証明事業	第	〇〇〇〇	号	(〇〇	年	〇〇	月	〇〇	日	登録)
補償コンサルタント	第	〇〇〇〇	号	(年		月		日	登録)
不動産鑑定業	第		号	(年		月		日	登録)
地質調査業者	第		号	(年		月		日	登録)
土地家屋調査士	第		号	(年		月		日	登録)

有効期間内のものであること

令和 4 年 12 月 15 日

沖縄県知事 殿

<No.2> 業者カードの業種区分「業者(事業者)登録の有無」、<No.9> 登録通知書(証明書)又は<No.10> 国に提出済の現況報告書と**一致している**か照合。

ここで指定しているものの登録の有無のみが必要なので、勝手に他の業種登録を追加してはいけません。

土地家屋調査士が2人以上いる場合は、1人のみについて入力してください。

所在地 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
商号又は名称 沖縄県庁
代表者氏名 沖縄 一郎

代表者印、押印不要

担当者氏名： 技術・建設業課 沖縄花子
電話番号： 098-866-2374

受付印(本庁及び土木事務所)の收受印押印
※申請者控にも押す

- * 測量業務(測量一般、地図の調整、航空測量)を希望する者は、測量法第55条の5の規定による登録を受けていること。
- * 建築関係建設コンサルタント(建築一般)を希望する者は、建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。
- * 補償関係コンサルタント(不動産鑑定)を希望する者は、不動産鑑定評価に関する法律第24条の登録を受けていること。

経営規模等総括表				
受付番号	76-999999	商号又は名称	(株) 沖新	
測量等実績高	財務諸表等の決算期、法人事業税等の決算期と一致しているか 競争への参加を希望する業種区分	直前第2年度分決算	直前第1年度分決算	2期分の平均(1期分しかない場合は半分になる)
		R2年7月から R3年6月まで	R3年7月から R4年6月まで	年間平均実績高
	測量	4,999	1,000	2,999
	建築関係建設コンサルタント	2,000	4,000	3,000
	土木関係建設コンサルタント	20,001	0	10,000
	地質調査	業者カード中の「直前2年の平均実績高」と一致しているか		
	補償関係コンサルタント	千円未満は四捨五入ではなく切り捨て		
	調査業務	0	10,000	5,000
	業種ごとの決算額の合計と一致			
	合計	27,000	15,000	
営業年数等	創業	休業又は転(廃)業の期間		様式4・商業登記簿と照合すること
	H16年7月1日	年月日から 年月日まで		営業年数 18

注) 実績高については、税抜き金額を記入し、千円未満の端数は切り捨てること。

会社によっては財務諸表が税込みで書かれていることがあり、その金額(損益計算書の完成工事高)の税抜き価格と合計金額を確認することになります。

また、それぞれの区分ごとに1,000円未満切捨てを行いますので、合計の実績高は財務諸表等にある年間実績高よりも、若干少なくなります。

【注意】
財務諸表は税込み価格なのに、間違って税込み価格で様式2を作成する業者や、千円未満切捨てなのに、四捨五入して作った業者がいましたので、財務諸表の数字が税込みか税抜きかご注意ください。

なお、現況報告書の提出がある場合は、その業種についての決算は現況報告書に掲載されますので、他の実績が含まれていることを念頭の上、照合してください。

